第４回水戸家庭裁判所委員会議事概要

平成17年３月22日（火）に「家事関係の分かりやすく，利用しやすい調停手続の運用と課題」を議題（テーマ）として，第４回家庭裁判所委員会が開催されました。

なお，次回期日は，７月１１日（月）午後２時です。

当日の出席者は，「水戸家庭裁判所委員会委員名簿」のとおりです。

なお，長井委員が急用のため欠席しました。

議事概要は以下のとおりです。◇委員長，□事務局，○家裁委員

□　少年審判における教育的機能の充実の方策についての裁判所の取り組み状況説明

(1)　親子合宿の実施について

本年２月21日から22日までの一泊二日で常陸太田市（旧里美村）にあるＮＰＯ法人の「ビスターリさとみ会」の宿泊施設において，在宅試験観察中の男子少年３人とその父親３人の計６人の参加を得て，親子合宿を実施しました。豊かな自然の中で，普段，疎遠になりがちな非行少年の親子が一緒に作業をし，語り合う機会を提供することによって，親子が向き合い，その関係を見つめ直させるということを目的として，「語り合おう　見つめ合おう　かけがえのない親子だから」をキャッチフレーズに，炭焼き，竹細工，ソバ打ちの作業を行ったほか，食事もつくり，夜は敷地内にある竪穴式住居で，たき火を囲んで語り合う機会を持ち，近くの鉱泉宿では，親子でお風呂に入りました。

親子合宿の参加者の感想文には，「父と前よりも家で話すことが多くなり，いろいろなことを話せるようになりました。」とあり，親子関係の改善に所期の効果があったと評価しています。親子合宿については，平成17年度以降は，年３回程度実施することを予定しています。

(2)　保護者会について

保護者会については，２月16日に土浦支部で実施しました。保護者会では，家裁調査官が準備したビデオ視聴，話合いのほか，阿見町で不登校や非行の少年を自宅に受け入れて指導しているＮＰＯ法人子どもの研究所理事長を講師として迎え，日ごろの指導の経験から，親としてどのように子供に接すればよいのか，ロールプレイなどの実技を交えての講話を行いました。

(3)　簡易なボランティア活動の仕組みの構築について

家裁委員からボランティア体験の重要性についての貴重な意見，アドバイスがあり，それを踏まえ，水戸市社会福祉協議会と折衝した結果，家裁で少年に対してボランティア活動を勧め，少年が自発的に参加しようという意欲を持てば，家裁から社会福祉協議会に連絡をとり，社会福祉協議会では，秘密性等々につき十分配慮しながら，専門のコーディネーターが少年と面接し，少年の希望や適性に合ったボランティアグループを紹介するという仕組みを作ることができました。これにより，自発的にボランティア活動に参加する者が多くなるものと期待しています。

また，当庁では，従来，３日間，老人ホーム，保育所等に通所で社会奉仕活動をさせてきましたが，この度，水戸市社会福祉事業団の運営する各施設において，２週間から３週間という長い期間の受入れが可能になりました。参加させる少年は，その意欲や適性を踏まえて選定しますが，比較的長い期間社会奉仕活動をさせることよって，再非行防止へ向けての効果がより高まるものと思われます。

◇　家事関係の「分かりやすく，利用しやすい調停手続の運用と課題について」の意見交　換に入る前提として，調停手続についての趣旨及び調停の運営上の配慮につき，実務担　当者から説明します。

□１　「分かりやすく，利用しやすい調停手続について」のテーマ趣旨

核家族化や少子高齢化，あるいは地域等における人間関係の希薄化，さらには夫婦間暴力，児童虐待といった事柄が社会問題化している，そういう状況の中で，家事調停の果たすべき役割が重要性を増してきています。

２　調停手続の概要について

(1)　家事調停の対象について

家事調停は，家事審判法において，「人事に関する訴訟事件とその他一般に家庭に関する事件」を基本的な範囲とすると規定されています。

人事に関する訴訟事件は，離婚とか親子関係の存否の確認といった夫婦，親子などの身分関係の形成や存否に関する事件のことであります。

家庭に関する事件は，家族，親族等の一定の身分関係にある人たちの間の紛争全般です。

3　家事調停の紛争解決機関について

事件ごとに構成される調停委員会は，１人の家事審判官と男女２人の調停委員で構成されるのが一般的で，事件によっては，不動産鑑定士，税理士などの専門的知識を有する調停委員を加え，３人以上で構成される場合もあるし，家事審判官（裁判官）が単独で行う場合もあります。

また，家事調停には，書記官，家裁調査官，医務室の医師や看護師が，それぞれの職務に応じて調停が円滑に運ぶよう必要に応じて調停委員会をサポートする立場で補助的に関わっています。

4　調停手続の流れについて

調停は，通常，当事者の申立てによって開始され，申立てを受け付ける段階では，相手方に自分の居場所を知られては困るという場合や，相手方による暴力が懸念される場合等についての確認をします。

調停委員会の構成は，申立てられた個々の事件ごとに家事審判官が事件の内容等を考慮して，調停委員を指名して構成されます。

調停の進行は，当事者に対して調停の仕組みや進め方についての説明を行った上で，双方から交互に事情聴取を行うことから始め，事実関係や争点等が明らかになった段階で，解決の方針，方向性について検討し，その調停判断に基づいて助言をし，譲歩を求めたりという方法で，双方の意向調整を図ることになります。

調停は，１回の期日で解決する場合もありますが，通常，３回前後の期日を重ねることが一般的です。

なお，通常，調停は，午前の場合は10時，午後の場合は１時30分に開始し，１回に２時間程度かけているのが一般的な運用になっています。

調停の終了は，合意が成立して終了する場合のほか，合意が成立する見込みがないとして，不成立で終わる場合，それから当事者がしばらく様子を見るなどとして調停を取り下げて終わる場合，あるいは不当な目的で申立てがなされたようなときには，調停をしない旨の決定をして終わる場合があります。

調停が成立したり，不成立で終わった場合でも，中には，それだけでは済まない事件もあり，例えば，調停での合意が成立しても，婚姻や縁組の無効解消，子の認知の無効，親子関係不存在確認等の性質上，合意した内容について司法的な判断を要する事件については，審判に移行します。また，不成立で終了した場合

も，離婚時の財産分与，子の養育費のように不成立のまま放置しておけない性格の一定の事件についても，審判手続に移行させて解決することになります。

その他の不成立となった事件については，再度調停を申し立てることも可能であり，離婚等の人事事件については，人事訴訟の訴えを起こすこともできることになっています。人事訴訟を取り扱う裁判所は，昨年４月から，地裁から家裁に移管され，離婚等の紛争事件に関しては，調停も，訴訟も家庭裁判所において専属的に取り扱うことになりました。

5　家事調停の特色について

(1)　合意による解決を図る手続

(2)　調停委員という民間人の参加による解決手続

(3)　簡便な手続

(4)　非公開の手続

(5)　調停前置主義

(6)　本人出頭主義

(7)　職権調査，科学的調査

6　調停を進めるに当たっての配慮について

(1)　調停への導入と基本的姿勢について

調停への導入に当たっては，当事者に対して調停は訴訟のように解決すべき問題の当否や是非を決める場ではなく，申し立てられた事柄について，どのように解決するのが望ましいかを考え，話合いで解決する場であるということを理解してもらうことから始めます。

(2)　基本的姿勢について

家事の紛争は，事が親族間の争いであるがゆえに，深刻化していたり，当事者自身，感情的になったり，困惑したりして，冷静な判断ができなくなっていることも多いため，調停では，単に事情聴取して，事案の把握に努めるだけではなく，当事者が冷静に話し合える雰囲気づくりに努めること。そのためにも，調停委員会は，まず，当事者の言い分を十分に聞く態度を心掛けること。さらには，それらを通して，当事者との信頼関係を築いて，その信頼関係によって調停の効果が上がるように心掛けること等に配慮して臨んでいます。

(3)　公平な視点の重要性について

中立的な立場で調停に当たることはもちろんですが，それと同時に，調停では，個人的な価値観を押し付けない態度で臨むことに配慮しています。

最近では，いわゆるジェンダーの視点の重要性も指摘されており，例えば，子育ては女の仕事といった固定的な価値観を押し付けることがないよう心掛けています。

(4)　夫婦間暴力等がうかがえる事件について

妻が夫から身を隠していることも多いことから，調停の場で夫が妻の居所を必要に聞き出そうとしたり，話せば分かるといって直接話をさせろと要求したり，それが叶わないと，調停終了後に，妻を待ち伏せする行動もあるため，当事者の安全や事故の未然防止の観点から，申立人と相手方の調停の開始時刻，終了時刻，あるいは調停期日をずらしたり，双方から事情聴取を行う部屋を階違いの部屋にしたり，帰りがけの待ち伏せに備えて，双方が直接顔を合わせないような対応策に心掛けています。

(5)　児童虐待がうかがえる事件について

児童虐待や子の福祉が脅かされているという事案については，まずは子供の保護を最優先に考え，当事者にその原因の解消に向かわせるよう促し，家裁調査官が関与して，児童相談所等の関係機関と連絡を取り，子の福祉にかなった環境調整を図っています。

◇　ただ今の説明では，委員の方々には，なかなかイメージが湧かないと思いますので，調停委員でもあります家裁委員に，日ごろどのようなことを配慮され，気遣いながら調停を運営，進行しているのかお話しください。

○委員

調停の始まりから終わりまでを事前準備，期日当日，終了の３点に分けて，留意点をお話しします。

書記官室から調停期日を受けるか否かの電話連絡から始まります。それで，用事がない限り調停を引き受けます。その後，裁判所に出向いて初めて，調停委員会の審判官と複数の調停委員，書記官，調査官のチームを認識します。

記録を見る場合に一番注意しておくことは，プライバシーの意味もあり，ほかに持ち出すことは絶対行ってはならず，非常に取扱いには注意し，書記官から手交されたら，書記官に手交することを励行しています。

もし，当事者が自分の知り合いや関係者であった場合は，その旨を書記官に申し出て，辞退させていただきます。

次に，申立書で，どういう人がどういうことを求めているのかというのをまず読み込みますが，一方からの申立てですので，余り先入観を持たないようにしています。当日までには，相調停委員と打合せをしたり，場合によっては審判官との事前評議を持ったりしながら，調停の日を迎えます。

調停室は，いずれも窓が大きく，非常に明るい清潔な雰囲気で静かですので，話合いの場所としてはとても適していると思っています。

暴力などのおそれがない限りは，最初に，申立人と相手方を各控室から，公平の観念もあり，同時に入っていただき，調停委員会の構成，調停制度の意義，進め方の手順を両方一緒に説明します。

その後，申立人と相手方を30分ぐらいずつ交替で調停室に呼び，事情を聞いています。

「審判官は，同時に幾つも事件を抱えているので，この席にはいませんが，すべて連絡してきちんと指示を仰いでいます。」ということを初めに必ず話しておくと，何となく２人の調停委員に秘密的なことを全部話していいのかと心配そうに思っている当事者も安心し，信頼してくれるような気がします。

事案によっては，当事者が，２人の調停委員の面前で話すということに圧迫感を感じ，話しづらい様子がうかがわれれば，真っ直ぐ向かい合わないで，少し椅子を斜めにして，睨み付けるような形にならないようにするなどの雰囲気をつくることに工夫したりしています。

申立人の言うことを，相手方にストレートに伝えたりするとまずいようなこともありますので，意向の伝え方には非常に神経を使って行っています。

持ち物に関しては，以前，どこかの裁判所で録音機などの持込みが問題になったことがありますので，テーブルの上に荷物を置いた人のような場合は，その荷物は，入口に近い椅子に置いてくださいという注意もします。

最近の当事者は，法律知識が豊富で，離婚で来る人の場合は，養育費，親権，財産分与なども一通り知識を持ってきていますので，そういう場合は，スムーズに進み，話しやすい気がします。

親権者をめぐる紛争で，相互の譲り合いが見られないような場合は，審判官と

評議をして，調査官に実情調査をしていただくような場合もあります。また，不出頭が続いたような場合も同じように評議をし，その手配を考えていただくようにします。

すべて一つのチームでかなり手厚く一つの事件を処理しているというような感じがします。

調停が終わるときは，必ず審判官と評議をし，成立，不成立，取り下げ，それから調停をしない場合は，どういうわけで不成立にするか，取り下げの場合も，どういうわけで取り下げにするかということを，きちんと当事者と納得し合って終わるようにします。その場合に，この手続は，こういうふうになりますということも話しておくようにします。

成立，不成立，取下げとなったところで，自分の担当した事件が終了したということになります。

〇委員

調停での説明は，以前は当事者に同席で説明をしていましたが，調停委員の構成や守秘義務があること，当事者双方に公平で公正に対応すること，裁判とは違って白黒をつけるところではなく，お互いが話し合って，不満の残ることもあるが，譲歩し合って法律の枠内でよい解決を目指すのが調停であると説明します。

心配りとしては，当事者が本当に話を聞いてくれたと思えるように丁寧に聞こうとしています。聞きながら，その人たちの成育歴とか婚姻歴とか，問題点や争点を探りつつ話を聞くようにしています。

自分自身が気をつけていることは，当事者の目線に立ち，価値観を大切にして話を進めます。男女２人の調停委員で調停は進め，解決に向かいますが，精神疾患を疑われるようなケースの難しい調停の場合は，専門委員と組んで話を進めるので安心しています。また，当事者が，性格的，精神的に異常である場合は，調査官の立ち会いにより進めています。

遺産分割事件のような難しいものは，当事者に弁護士がついていると争点も早めに分かりますし，解決も早めに進められるということで，私たちはありがたいと思っています。

調停の進行上，本当に大切だと思うのは，評議とか協議だと思っています。評議は，裁判官と相談をすることで，協議になると書記官や調査官と打合せをする

のですが，書記官がコートマネジャーであることを念頭に，評議に持ち込んで判断を仰ぎいい解決に早く結びつけるようにしています。

調停が行き詰まるときは，評議をお願いし，裁判官が変更すべき絶対的優位な条件がない限り，無理ですという話を懇切丁寧にしていただき，やっと親権者変更の取下げに応じてもらい事なきを得たという例もあり，また，親族間というのは意外と難しく，らちがあかないから裁判に持っていくと叫ぶ当事者に裁判官から，裁判や強制執行のメリット，デメリットを懇切丁寧に話していただき，当事者が納得しお互い譲歩して解決したという例もありました。もうだめだと思っているところで，突然救いの手がというくらいすぱっと決まると，本当にありがたいと思います。

○委員

一般の調停手続の中においても，かなりいろいろ配慮されているということが非常によく分かりました。

調停委員に入っていただき，解決が早めに進んでうまくいった，双方こじれずに終わったという場合も確かに非常に多いと思います。しかし，当事者は，非常にナイーブになっており，調停委員に言われたことがすべてだというように思ってしまうこともあります。

最近は，男性，女性，いずれの調停委員も相手の立場に立ってよく聞いていただくことが多いと感じています。

最初に，当事者双方を同席させて制度の説明をされるということですが，時間をずらして行う方が私は非常にありがたいと思っています。離婚事件などで，暴力などなくても，当事者が同じ席に入ったときに，当事者が固まってしまうことがあります。感情的に会いたくない，声を聞きたくないということが多いようなので，むしろ同席して制度の説明をしていただくよりも，最初から時間をずらして，個々に制度を説明していただくほうが当事者にとっては非常にやりやすいと思います。

○委員

制度の説明するときは，もちろん申立人控室と相手方控室に当事者たちは分かれて入っています。時間が来て呼びに行った時に，最初の５分ぐらいの説明は，なるべくならば同席して一緒に聞いてもらうため，「相手方と顔を合わせるのは

構いませんか」と必ず聞きますし，絶対会いたくないという場合は，別々にしますと言って，必ず両方の了解をとってから説明をしています。

◇　調停初回の中で，相手方が初めて入ってきたときの何とも疑心暗鬼に満ちた状態を解消させるというのは，それなりに神経を使います。先ほどの委員のように，あらかじめ希望も聞いた上で，ケース・バイ・ケースでいくというのが一番柔軟だと思います。会いたくないといっても，一応手続を説明するだけだから，こちらに任せてほしいと説得することにより調停委員会との信頼感ができると思います。

○委員

　制度の説明は，同席させて行うのがよいのですが，ずらして行うほうが合理的であると考えます。

◇　ケースにもよりますが，当事者に対し，双方に共通したことも伺いますから，申立人からとりあえず聞かせていただくことにして，30分ぐらい有効に時間を使っていてくださいという説明をしたことがあります。

　公平に扱うということでは，相手方控室は男性が多かったということがあるのかもしれませんが，ものすごい煙草のやにで，申立人の控室と相手方の控室の汚れ具合がすごく違ったのです。これは，相手方を待たせた時間が長かったのではないかと思います。やはり公平に扱っているのだということを当事者に伝えるようにし，とにかく先に言ったほうが勝ちだというようなあせっている気持ち，あるいは先に言われたら不利になってしまうのではないかという焦燥感だけは抱かせないようにしたいです。

○委員

　調停委員にもいろいろな方がいますので，判断基準というのがその調停委員の方によって全然変わってくると思います。そうしたときに，当事者からみれば，当たり外れがあると感じるのではないでしょうか。

○委員

　当事者から，あの人は人当たりがよい，人前ではこういう人ですといったような情報が得られます。初めは当事者両方とも信用しながら聞いていますが，そのうちに，落としどころが出てくるなという感じは，当事者の性格や生活歴から感じとります。

当たり外れは確かにあるのではないかとは思います。できるだけ平等になるように，研修を行えばよいと思っています。

○委員

調停委員会は，判断したり，決定したりするような進め方はしないで，あくまで当事者が気がついて，当事者が納得して合意するように導いていくという形で進めます。

○委員

調停委員の方に対して非常に不快感を催したような場合に，申立人のほうから調停委員を変えてほしいということはありますか。

◇　調停委員を変えてほしいというのは，何年に一度とか，あるいは多くても年に１件あるかないかという件数だと思います。ただ，調停の運営というのは，原則として３人の委員会で進行していることから，仮に１人の失言があれば，ほかの委員が補い，あるいは意見が割れたときは，十分な評議をしながら正し，修正していくという努力を続けます。一方，調停委員に関して，余程個人的な事情があって，客観的に相当でない限り，申立人の誤解を解いたり，運営の仕方の修正をするのが実情です。

法律知識を補充したり，あるいは調停運営の技法等については，研修会，ケース研究などの勉強する機会もあります。また，調停委員の自主的な研修もあり，部分的に調査官や書記官が参加し，お互いの技量を高めるための研修は機会を捉えて行っています。

裁判所で行う調停手続である以上，最低限，法律に基づいた手続の進行は，実態的にも，判断基準というものは，少なくともこうありたいとか，こうあるべきだというものもなくして調停を運営することは不可能であり，判断基準は，その局面局面で求められます。

○委員

調停委員は，いろいろな事案が増え，本当にご苦労の例が多いと思います。私らの年代と今の若い人の価値観は大変違っており，結婚する年齢も非常に上がってきています。例えば，子供をつくらない前提で，ライフスタイルを楽しみ，仕事を一緒に共有し，あるいは娯楽中心に楽しく過ごすことを前提にして結婚するというのも非常に多い。今の結婚生活のスタイルというのは非常に多様になって

いまして，例えば，旦那さんと二人で生活していて，奥さんがアメリカに１カ月行ってくるので，家はあなたに任すという夫婦がある。男女同等が非常に徹底していますから，結婚当初は，お互いに当たり前だと考えても，旦那さんはだんだん年をとってくると，勘弁してくれというようになる中で，離婚調停が出てきた場合，調停委員の方はどのようにされますか。

ＤＶ絡みで，旦那さんに暴力を振るわれて，別のところにお子さんと隠れているような場合，調停は難しいのではないかと思います。ＤＶの場合，居場所をはっきり言わないから，そっと他県に避難させる場合もあります。そうした場合，調停になじまないで最初からこれは本裁判になってしまうのですか。

◇　価値観が時代とともに変わってきたというのは，家庭観に限らず，家庭を取り巻く，家庭観そのものも変わってきましたし，もちろん個人的な価値観の違いもありますし，調停委員との価値観が違うときもあると思います。

○委員

はっきりした人生観を持っているご夫婦でしたら，多分，調停は申し立てないし，ご自身で考えると思います。

ＤＶに関しては，裁判所のほうで，暴力事件に対してはかなり人員配置や，部屋の全然違う場所で待っていてもらうとか，かなり神経細かに対応しています。

◇　ＤＶ絡みだからといって調停できないというようなことはありません。ケースによっては，ＤＶでも弁護人がついている場合はありがたいです。手続が適正に進められているケースはかえって頭が冷えていて，自分を振り返る機会になっていたりもするので，やりやすいケースです。

国民，利用者の立場の視点から見た調停のあり方，このように調停というのはあってほしい，運営してほしいというような観点，あるいは調停を運営する調停委員としては，どのような資質が望まれるか，ということを念頭に意見交換したいと思います。

○委員

調停委員によって全然調停の雰囲気が変わると思います。開かれた裁判所という意味では，調停委員をどうやって選ぶのか，選任手続の透明性みたいなことが求められてくるのではないか。選任過程の問題があるという気がしています。

この調停委員はちょっと困るという意見をどのように反映させるかということ

が今後は問題になるのではないかという気がしています。

◇　調停制度については，次回に人材としての調停委員の求め方ということにつき伺いたいと思います。とりあえず調停委員の選任の手続の概要等を説明してもらいます。

□　家事調停委員の任命については，民事・家事調停委員規則第１条に，弁護士となる資格を有する者，家事の紛争の解決に有用な専門的知識，経験を有する者，または社会生活の上で豊富な知識，経験を有する者で，人格識見の高い年齢40歳以上70歳未満の者の中から，最高裁判所が任命し，任期は，第３条によって２年となっています。

任命の上申と選考の指針等は，最高裁判所の通達に定められています。家庭裁判所は，家事調停委員として相当と認める候補者について，東京高等裁判所を経由して最高裁判所に任命の上申をします。

なお，任命は，特段の事情がない限り，４月１日及び10月１日に行います。

選考に当たっては，調停事件の実情を十分に検討し，家事調停委員の職業，専門分野等の構成が全体として適正なものとなるよう適切な計画を立て，地方公共団体，弁護士会，その他適当と認められる団体に推薦を求めるなど，広く社会の各界から適任者を得るように努めています。

選考の基準の留意点は，公正を旨とする者であること，豊富な社会常識と広い視野を有し，柔軟な思考力と的確な判断力を有すること，人間関係を調整できる素養があること，誠実で，協調性を有し，奉仕的精神に富むこと，健康であること等です。

調停委員候補者は，調停に対する理解と熱意を有して，かつ現実に調停事件を担当することができる者でなければならず，また，規則第１条但し書には，40歳未満または70歳以上の者を候補者とする場合には，紛争解決に特に有用な専門的知識，経験を有し，その者を任命しなければ，調停事件処理に支障が生じると認められなければなりません。

水戸家庭裁判所においても，同規則及び最高裁通達の趣旨にのっとり，家事調停委員の確保等について，次のような運用を行っております。

新任調停委員候補者については，年齢，職業，知識，経験等において，多様な人材の中から，家事調停委員として意欲的に調停運営に取り組み，かつ実働でき

る人材を確保するとともに，年齢，職業，性別等の構成が家事調停事件の実情に照らして本庁及び各支部にとって適正なものとなるよう，適切な計画を立てています。

次に，国民が利用しやすい司法を実現するために，裁判所における調停制度等の運用を充実活性化することを図り，幅広く国民各層から調停委員としての適任者を得ることを目的として，多様な人材確保に努め，弁護士会，法務局，医師会，税理士会，不動産鑑定士協会，県庁，銀行協会，ライオンズクラブ，ロータリークラブ，商工会議所連合会，中小企業団体連合会等の団体に候補者とすべき者の推進を依頼しています。

再任調停委員の候補者については，現に，家事調停委員である者が２年間の任期が終了する段階で，引き続き，調停委員に任命することの当否について選考を行います。当該調停委員の任期中の実績を十分に勘案するとともに，適宜な方法により当該候補者が引き続き意欲的に家事調停の運営に取り組む意思を有するか否かを確認しています。

続いて，専門分野の調停委員，弁護士，医師，公認会計士，税理士，建築士等の調停委員を確保するためには，その必要性及び員数並びに専門分野の占める割合が全体として適正なものであるか否かについて，家事調停委員選考委員会と協議し，その結果，相当であると判断されれば，各種団体等に推薦を依頼しています。

新任の家事調停委員候補者の推薦に当たっては，本庁及び各支部から本人の申述書，推薦書（第三者の推薦がある場合），戸籍抄本等，履歴書を添付した上，家事調停委員候補者名簿を本庁総務課経由で選考委員会へ提出し，選考委員会は，規則第２条の欠格事由の有無の調査を行い，書類審査，個別面接を実施し最高裁判所への任命上申の当否の判定を行います。

なお，選考委員会は，所長を委員長とした裁判所の幹部職員によって構成されており，質の高い調停委員の確保に努めています。

現に家事調停委員候補者を再任するに当たっては，引き続き，調停委員に任命されることを希望するか否かの意向確認を行い，本庁及び各支部から家事調停委員候補者名簿を選考委員会へ提出し，必要に応じて個別面接を行い，規則第２条の欠格事由の有無の調査や書類審査を実施し，最高裁判所への任命上申の当否の

判定を行っています。

専門分野の家事調停委員候補者の推薦に当たっては，本庁及び各支部から，その必要性及び員数について選考委員会とまず協議し，選考委員会が相当と判断した場合には，各種団体等へ調停委員とするべき者の推薦を依頼します。その後の手続は，新任の調停委員の推薦手続に準じて行うこととなります。

水戸家庭裁判所における家事調停委員の員数は，本庁及び各支部の合計が 215名，年齢別は，50歳以上70歳未満が全体の86%を占め，60歳以上は56%，50歳以上となると，90%となっています。これは豊富な社会常識と広い視野を有する経験者がいるという一面であるものと思われます。

なお，70歳以上の調停委員が９人おりますが，平成18年３月末日をもって任期終了する方々であります。新規に任命された方はいません。

女性の占める割合は，全体の46%となっており，特に50歳代では58%となっています。

職業別では，専門分野の調停委員が24%程度を占めているものの，知識経験等に多様な人材が確保されており，全体として適正な構成となっていると思われます。無職の占める割合が全体の43%と目立つが，その内訳は，元教員及び公務員グループと民間有識者グループとに分かれており，その構成も均衡しているものと思われます。

○委員

民生委員と家事調停委員みたいな特別職の兼務というのはありますか。

◇　それは十分あり得ます。本日の委員会は，調停の実情の説明ということで，とりあえず終了し，次回は改めて本格的な意見交換をしたいと思います。

○委員

家裁に人事訴訟事件が移管となり，特に，調査官制度等は他の組織にはない非常に優秀な特徴的な制度かと思いますので，これからますます家裁は発展していき，紛争解決機能としてはますます充実していくであろうと理解しています。

◇　ご承知のように，この数年来，司法制度改革ということが社会的に大分クローズアップされており，昨年で一応主な司法制度改革にかかわる大きな法規の概要が整い，いよいよ運用実施の段階に入ってきていますが，終戦後の司法制度改革で最も成功したものは家庭裁判所を創立し，それが機能したことであることは，

今回の司法制度改革の関係者の一致した評価であるという経過があります。この司法制度改革の中で，最も画期的な改革と言われるのは，いわゆる裁判員制度であり，これから約４年後までに実施という段階を迎えていることです。裁判所では，地方裁判所，弁護士会，検察庁と，それぞれ新制度の理解を求めて国民にいろいろな形で広報活動を昨年から始めていますが，この法律制度，手続法，刑事訴訟法改正があるなか，一般国民にも理解していただけるような模擬裁判も公開していくという運びになっています。裁判所の内部側から見ますと，その準備としては，地方裁判所委員会の委員のお力添えをいただきながら，その広報活動を進めているというのが実情であります。

この裁判員制度が国民の理解を得て，協力を得て成功していくかどうかというのは，これからの広報活動にかかっているところが大きいわけですが，地方裁判所だけではなく，家庭裁判所も含めた裁判所全体として取り組まなければならない事柄であり，裁判官についても，地裁，家裁と異動をしており，今後，裁判員制度を担当する裁判官のシステムをどのように整えていくかということからも，家庭裁判所としても，地裁に準じて協力していかなければいけないという立場にあります。

家庭裁判所と民間との接点としては，いろいろな機関がありますが，一番近い関係にあるのは，この家庭裁判所委員会であることはご理解いただけるものと思っています。裁判員制度をどのように受け取られているのかを伺いながら，これからの裁判所の広報活動のあり方等を考えさせていただきたいと思います。

◇　次回は，今回のテーマを続行し，委員の方々のイメージ作りのために最高裁が作成し　た広報用のビデオ等を見る時間を含めて，進行させていただきたいと思います。

最後になりますが，家庭裁判所委員会という本来の趣旨，家庭裁判所の運営に民意を反映させ，できるだけたくさんの人に委員になっていただくという点，家裁委員会の概要が分かるまでにある程度の時間が必要になってしまうという点を考えると，委員を再任していくのがいいのか，あるいは半分交替していただくとか，あるいは全員交替していただくとか，いろいろな意見があるかと思います。委員の方の忌憚のない感想，ご意見を伺いたいと思います。

〇委員

もうすぐ２年と大変早く感じます。委員会の回数はそんなに多くありませんし，大変勉強させていただきました。民意の反映という意味では，余りお役に立てなかったような気がするのです。事情が許せば，これから少し意見を言わせていただき，委員会のお役に立てればと思っています。

以　上

水戸家庭裁判所委員会委員名簿

（五十音順）

（平成１６年１０月１日現在。敬称略）

1　学識経験者

茨城県保護司会連合会事務局長	大野　文雄（おおの　ふみお）
筑波大学教授	紙屋　克子（かみや　かつこ）
水戸家庭裁判所家事調停委員（土浦支部）	木村　眞理子（きむら　まりこ）
茨城県議会事務局次長	島崎　英男（しまざき　ひでお）
水戸家庭裁判所家事調停委員（本庁）	鈴木　通子（すずき　みちこ）
茨城新聞社総合メディア局長兼システム開発部長	滝本　政衛（たきもと　まもる）
常磐大学教授	長井　進（ながい　すすむ）
茨城県地域活動連絡協議会会長	根津　久美子（ねづ　くみこ）
茨城県警察本部生活安全部少年課長	馬場　純郎（ばば　じゅんろう）
茨城県農業経営士	八木岡　努（やぎおか　つとむ）

2　弁護士

茨城県弁護士会所属弁護士	望月　直美（もちづき　なおみ）
同	安江　祐（やすえ　ゆう）

3　検察官

水戸地方検察庁検事	田原　直樹（たはら　なおき）

4　裁判官

水戸家庭裁判所判事　　石　田　浩　二

水戸家庭裁判所長　　岩　垂　正　起